

令和5年度(2023年度) 富士見市放課後児童クラブ入室案内

【放課後児童クラブとは】

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設です。

放課後児童クラブは、市内各小学校の敷地内に設置されています。

「富士見市立放課後児童クラブ一覧」(裏表紙)参照

1 申込みのスケジュール

(1) 令和5年4月新規入室申込み受付(郵送不可)

受付日(令和4年)	時間	場所
11月5日(土)	午前9時～正午	市役所本庁舎 1階全員協議会室
11月7日(月)	午後2時～4時	水谷公民館 1階多目的ホール
11月8日(火)	午後2時～4時	ふじみ野交流センター 2階講座室

*水谷公民館・ふじみ野交流センターの駐車場台数が少ないため、車での来場は御遠慮ください。

*受付日に申請できない方は、11月9日(水)～令和5年3月15日(水)まで、保育課窓口にて随時受付をします。

*市外から転入される方の受付は、令和5年3月15日(水)まで

(2) 令和5年4月継続入室申込み受付(郵送不可)

11月1日(火)から11月8日(火)までに、在籍しているクラブへ提出

*期間内に提出できない方は、保育課窓口にて受付をします。

(3) 令和5年5月以降入室申込み受付(郵送不可・期間内必着)

入室月	受付期間	入室月	受付期間
5月	3月16日(木)～4月14日(金)	10月	8月16日(水)～9月15日(金)
		11月	9月19日(火)～10月13日(金)
6月	4月17日(月)～5月15日(月)	12月	10月16日(月)～11月15日(水)
7月	5月16日(火)～6月15日(木)	1月	11月16日(木)～12月15日(金)
8月	6月16日(金)～7月14日(金)	2月	12月18日(月)～1月15日(月)
9月	7月18日(火)～8月15日(火)	3月	1月16日(火)～2月15日(木)

*受付場所／富士見市保育課窓口

*申請に必要な書類が全て揃っていないと受け付けることができません。ご不明な点は、事前に保育課放課後児童係までお問い合わせください。

*放課後児童クラブの入室は、受付順ではありません。提出された資料等を基に選考を行い、入室を決定します。

*放課後児童クラブの入室要件(次ページ参照)を満たしていることが書類にて確認できない場合は、入室することができませんので、あらかじめ御了承ください。

2 対象児童(入室要件)

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童及び市長が認めた児童。

- ・就労による申請 … 週4日以上かつ午後3時以降も仕事をしている場合
- ・就労以外の申請 … 保育を必要とする理由(下記4申請に必要な書類②)のうちいずれかの場合

3 開室時間と休室日

開室時間	小学校の授業がある日	放課後から午後6時30分まで
	小学校の授業がない日 (土曜日・学校長期休業期間等)	午前8時から午後6時30分まで
休室日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び市長が特に認める日	
延長利用	延長利用申請書を事前に提出し、利用が認められた場合	午後6時30分から午後7時まで (児童一人につき月額1,000円)

4 申請に必要な書類

(1) 申請受付日に必要な書類(郵送不可・期間内必着)

- ①入室申請書 … 入室児童一人につき1枚
- ②保育を必要とする証明書 … 入室児童一人につき1部

保育を必要とする理由	提出が必要な書類
就労(内定含む) (週4日以上かつ午後3時以降も仕事をしている)	・就労証明書 ・自営業等申告書(自営業者や会社経営者等の方は、就労証明書と併せて御提出ください)
病気	・診断書
介護又は看護	・被介護者・被看護者の状態が分かる資料(診断書)
就学又は職業訓練	・在学証明書及びカリキュラム等の時間割

- ※児童と同居している2.0歳以上6.5歳未満の方全員の証明が必要です。
- ※保育施設入所申込用の就労証明書等と併用できますが、その場合は保育所(園)用に原本、放課後児童クラブ用にそのコピーを提出してください。
- ※放課後児童クラブへの兄弟姉妹同時申請の場合における就労証明書の提出は、2人目以降はコピーでも構いません。

- ③延長利用申請書 … 入室児童一人につき1枚(延長利用が必要な方のみ)

*求職活動中の入室について

年度途中の入室に限り、保護者が求職活動中の世帯であっても、求職活動申告書を提出することにより1か月間の入室をすることができます。

※1か月以上入室を継続するには入室中に就労証明書の提出が必要です。

※4月入室の申請は、求職中では受付できません。

(2) 保護者負担金を算定する書類

- 令和5年4月新規入室申込み：令和5年3月15日（水）までに市に提出（郵送可）
- 令和5年5月以降入室申込み：各月の申込み受付時に申請に必要な書類とともに提出

保護者負担金算定資料	令和4年分源泉徴収票又は令和4年分確定申告書控えを保護者一人につき各1部（いずれもコピー可）
生活保護受給証明書	生活保護世帯のみ必要（受給証のコピーではありません。福祉政策課が発行する証明書です）

- ※保護者負担金算定資料は、世帯につき1部の提出です。令和4年分の源泉徴収票又は令和4年分確定申告書の写しを提出してください。
- ※令和4年1月1日に富士見市に住民票がない方は、住民票があった自治体が発行する令和4年度市・県民税（非）課税証明書も必要です。
- ※新年度申請の場合は、資料がお手元に届いた後に提出をお願いしています。
- ※算定資料が未提出の場合は、保護者負担金を最高額（E階層）で算定します。
- ※所得状況を公簿で確認させていただく場合があります。

5 保護者負担金について

単位：円

階層	区 分		負担金月額（基準額）	
			1人目	2人目以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0	0
B	A階層を除き、令和4年分の所得税非課税世帯	令和4年度（令和3年分）の市民税非課税世帯	1,500	1,000
C		令和4年度（令和3年分）の市民税均等割のみ課税世帯	6,000	4,000
D		令和4年度（令和3年分）の市民税所得割課税世帯	8,000	5,300
E	A階層を除き、令和4年分の所得税課税世帯		10,000	6,600

- * 次の条件に該当する場合は、負担金の減額又は免除の対象となる場合があります。
 - ①ひとり親世帯で、現に児童を扶養している世帯
 - ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている人がいる世帯
 - ③特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯
 - ※E階層の場合は、前年度の市民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯
- * B階層の世帯…………… 免除
- * C・D・E階層の世帯…… 一人目の負担金は1/2、二人目以降の負担金は免除

- 負担金の支払方法は原則として口座振替となります。毎月末日（土日祝日の場合は金融機関の翌営業日）に口座引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。
- 月途中の退室や利用日数が少ない場合でも、日割りの金額になりません。
- 同一世帯で同時に二人以上入室の場合、二人目以降の負担金月額額は2/3となります。
- 上記負担金のほか、入室時に傷害保険料が年1回必要となります。
- おやつ代は、負担金に含まれています。
- ※その他負担金の支払いが困難になった時の分割納付や口座を開設できないなどの御相談は、随時、保育課で受け付けていますので速やかに御連絡ください。

富士見市立放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブは、全て市内の小学校の敷地内に設置しています。

施設名	所在地	連絡先
鶴瀬第1放課後児童クラブ	羽沢2-1-1	049-251-3292
鶴瀬第2放課後児童クラブ		049-252-8005
鶴瀬第3放課後児童クラブ		049-252-8006
水谷第1放課後児童クラブ	水谷1-13-3	049-254-3734
水谷第2放課後児童クラブ		049-252-2821
水谷第3放課後児童クラブ		049-252-2822
南畑第1放課後児童クラブ	上南畑1280	049-255-2406
(南畑第2放課後児童クラブ) ※令和5年4月開室予定		-
関沢第1放課後児童クラブ	関沢3-24-1	049-254-5540
関沢第2放課後児童クラブ		049-253-0606
勝瀬第1放課後児童クラブ	勝瀬674	049-251-2972
勝瀬第2放課後児童クラブ		049-251-2973
水谷東放課後児童クラブ	水子3614	049-253-6047
諏訪第1放課後児童クラブ	鶴馬1932-1	049-251-6825
諏訪第2放課後児童クラブ		049-254-3551
諏訪第3放課後児童クラブ		049-253-2733
みずほ台第1放課後児童クラブ	東みずほ台3-21	049-251-0705
みずほ台第2放課後児童クラブ		049-253-3007
針ヶ谷第1放課後児童クラブ	針ヶ谷2-38-3	049-255-5517
針ヶ谷第2放課後児童クラブ		049-252-7300
ふじみ野第1放課後児童クラブ	ふじみ野東4-4-1	049-267-2362
ふじみ野第2放課後児童クラブ		049-267-2365
ふじみ野第3放課後児童クラブ		049-262-2627
つるせ台第1放課後児童クラブ	鶴瀬西2-9-1	049-254-3397
つるせ台第2放課後児童クラブ		049-293-2196
つるせ台第3放課後児童クラブ		049-293-2197

※令和4年10月1日現在のクラブ設置状況です。

なお、一つの小学校に複数クラブが設置されている場合は、入室説明会において、在籍するクラブをお知らせする予定です。

【問合せ先】

◆富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係

電話：049-252-7136（直通）

〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1

≪指定管理者≫

◆富士見市社会福祉事業団 放課後児童クラブ事務局

電話：049-251-8901

〒354-0021 富士見市大字鶴馬3360番地1（ケアセンターふじみ内）

※放課後児童クラブの運営は、施設の指定管理者として市が指定した

『社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団』が行っています。